



スマホで確定申告（副業編）



- 本説明書は、年末調整済みの給与所得者でシェアリングエコノミーや副業に係る雑所得を有している方が確定申告書を作成するためのものです。
- 確定申告とは、本年中に生じた所得に対する**税金をご自身で計算し、翌年3月15日までにその税金をご自身で納付する**（または還付を受ける）手続をいいます。
- 副業などで得た所得が**20万円を超える方**は、確定申告が必要となります。医療費控除やふるさと納税などで**確定申告を行う方**は、副業などで得た所得が**20万円以下**であっても、申告が必要です。
- 確定申告の流れは次のとおりです。
 - ① **副業に係る雑所得の金額**を計算する。
 - ② **確定申告書を作成・送信**する。
 - ③ **税金を納付**する。
- 副業に係る雑所得の金額の計算は、「**副業に係る雑所得の金額の計算表**」で行います。科目の内容等に該当する収入や支出の合計額を金額欄に記載します。
- 支出した金額に、副業に関する部分とそれ以外の部分がある場合には、副業に関する部分が必要経費となります。例えば、携帯電話を仕事とプライベートで使用している場合には、携帯電話料金を使用時間などで按分し、仕事に関する部分を必要経費に計上します（按分できないものは必要経費に計上できません。）。
- 副業に係る雑所得の金額の計算が完了したら、申告書を作成します。

副業に係る雑所得の金額の計算表

科目	内容等	金額
①総収入金額	シェアリングエコノミーや副業で得た金額等の合計額	
②旅費交通費	取引先へ移動するための交通費（電車・バス・タクシー・高速道路料金）・出張旅費や宿泊費など	
③通信費	業務で使用する携帯電話・固定電話・切手・はがき代など	
④接待交際費	取引先との打合せのための飲食代・取引先に対する慶弔見舞金・お土産代など	
⑤損害保険料	業務で使用する車などの保険料（任意・自賠責保険）など	
⑥消耗品費	事務用品（営業用カバン・名刺・封筒）の購入費用など	
⑦会議・研修費	打合せ等で使用したレンタルスペース料、会議に伴い支出する費用、業務で使用する書籍・地図・資格試験料など	
⑧車両・燃料費	業務で使用する車のガソリン代・駐車場代・自動車修理代、車検費用など	
⑨事務所経費	事務所の家賃、水道光熱費など	
⑩租税公課	業務で使用する車の自動車税、自動車取得税、自動車重量税、組合費など	
⑪広告宣伝費	チラシ代など	
⑫仕入	販売用の商品の購入費用や原材料費	
⑬外注工賃	知人に仕事を依頼したときの依頼料など	
⑭修繕費	業務で使用するパソコンの修理費用など	
⑮減価償却費	減価償却費の計算明細書（下表）で計算します。	
⑯雑費	上記①～⑮に当てはまらない費用	
⑰必要経費の計	②～⑯までの合計額	
⑱雑所得の金額	①～⑰で求めた金額	

減価償却費の計算明細書

名称	①取得年月	②取得価額	③償却率	④使用月数	⑤償却額 (②×③×④÷12)	⑥事業割合	⑦必要経費 (⑤×⑥)	⑧未償却残
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-

※使用可能期間が1年未満のものや取得価額が10万円未満のものは、「⑥消耗品費」などに計上します。

STEP 1 作成前の確認事項

次の書類を準備します。

- ・ID・パスワード方式の届出完了通知
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・副業に係る雑所得の金額の計算表

※ID・パスワード方式とは、税務署に事前に登録したIDとパスワードを利用して申告する方法です。

※申告書を印刷して提出される方は、STEP 5、14、15の作業は必要ありません。

※マイナンバーカードで申告される方は、国税庁HPの「スマートフォンで初めてマイナンバーカード方式を利用する場合の画面の流れ」をご参照ください。

STEP 2 作成コーナーにアクセス

下のQRコードを読み取り、「作成開始」をタップします。



確定申告書等作成コーナー

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

STEP 3 申告内容に関する質問

下記のとおり質問に回答し、「e-Tax(ID・パスワード方式)」を選択して、「次へ」をタップします。

国税庁 確定申告書等作成コーナー	メニュー
ご利用の前に	
申告内容に関する質問	
<input checked="" type="checkbox"/> 以下のいずれかの控除を受けますか。 ※住宅に関する控除がある場合(年末調整適用を受けている場合)、「いいえ」を選択してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input checked="" type="checkbox"/> 提出方法を選択してください。 ※マイナンバーカード方式は、給与所得の源泉徴収票を記載がある場合のみ利用できます。詳細は以下を確認ください。	
<input checked="" type="checkbox"/> e-Tax (ID・パスワード方式) <input type="checkbox"/> 公的年金 <input checked="" type="checkbox"/> 雜(その他)	
←副業は、雑(その他)にチェックを付けます。	
<input type="button" value="次へ"/>	
※「確定」ボタンを押した後でも、申告する収入を変更できます。その際は再度「確定」ボタンを押してください。	

STEP 4 利用規約の確認



利用規約を確認し、「同意して次へ」をタップします。

同意して次へ

STEP 5 利用者識別番号等の入力



利用者識別番号・暗証番号を入力して、「次へ」をタップします。

次へ

STEP 6 所得の選択



入力する所得を選択します。

STEP 7へ進みます。

STEP 8へ進みます。

STEP 7、STEP 8で入力した後、「次へ」ヘタップします。

STEP 7 源泉徴収票の入力

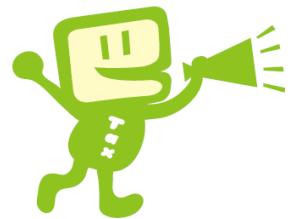
「年末調整済み源泉徴収票」の「+」をタップします。



画面の案内に従い、源泉徴収票の内容を入力します。源泉徴収票と入力画面のA～Lが対応しています。



「次へ」をタップするとSTEP 6の画面に戻ります。



※本説明書では、国税太郎さんの源泉徴収票を例にして、具体的な申告書を作成します。

【具体例】

本 人：国税太郎（H2.2.1生、障害無）
 配偶者：国税良子（H2.3.2生、同居、収入無、障害無）
 子：国税二郎（H28.4.3生、同居、収入無、障害無）
 ※生命保険料控除については年末調整で適用。
 ※医療費控除や寄附金控除など追加する控除はなし。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

100-0013 千代田区議会議員3-1-1		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
給与所得の入力		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
給与所得の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
給与所得の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険料等の控除額の記載		社会保険料等の金額が2段で記載(内書き・円)		給与・賞与 A 8,048 300 4,883 470 1 891 419 B 205 800		社会保険料等の金額	
社会保険							

STEP 8 副業に係る雑所得の入力

副業に係る雑所得の金額の計算表

科目	内容等	金額
①総収入金額	シェアリングエコノミーや副業で得た金銭等の合計額	1,000,000
②旅費交通費	取引先へ移動するための交通費（電車・バス・タクシー・高速道 路料金）・出張旅費や宿泊費など	100,000
③通信費	業務で使用する携帯電話・固定電話・切手・はがき代など	100,000
④接待交際費	取引先との打合せのための飲食代・取引先に対する慶弔見舞 金・お土産代など	
⑤損害保険料	業務で使用する車などの保険料（任意・自賠責保険）など	
⑥消耗品費	事務用品（営業用カバン・名刺・封筒）の購入費用など	
⑦会議・研修費	打合せ等で使用したレンタルスペース料、会議に伴い支出する費 用、業務で使用する書籍・地図・資格試験料など	15,000
⑧車両・燃料費	業務で使用する車のガソリン代・駐車場代、自動車修理代、車 檢費用など	
⑨事務所経費	事務所の家賃、水道光熱費など	80,000
⑩租税公課	業務で使用する車の自動車税、自動車取得税、自動車重量 税、組合費など	
⑪広告宣伝費	チラシ代など	
⑫仕入	販売用の商品の購入費用や原材料費	
⑬外注工賃	知人に仕事を依頼したときの依頼料など	
⑭修繕費	業務で使用するパソコンの修理費用など	
⑮減価償却費	減価償却費の計算明細書（下表）で計算します。	5,000
⑯雑費	上記①～⑯に当てはまらない費用	
⑰必要経費の計	②～⑯までの合計額	300,000
⑲雑所得の金額	①～⑯で求めた金額	700,000

減価償却費の計算明細書

名称	①取得年月	②取得価額	③償却率	④使用月数	⑤償却額 $(2) \times (3) \times (4) \div 12$	⑥事業割合	⑦必要経費 $(5) \times (6)$	⑧未償却残
パソコン	2・7	200,000	0.25	6	25,000	20%	5,000	175,000
合 計	-	-	-	-	-	-	5,000	-

※使用可能期間が1年未満のものや取得価額が10万円未満のものは、「⑥消耗品費」などに計上します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

雑所得の入力

雑（その他）所得の入力

最大入力数：200件

雑（その他）所得を入力する

+ 収入金額の合計

必要経費の合計

次へ 戻る

次に、雑（その他）所得を入力します。

「+」をタップします。

下の画面で雑（その他）所得の入力が完了したら、「次へ」をタップします。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

雑所得の入力

雑（その他）所得の入力

入力する内容によって、雑（業務）所得、又は、雑（その他）所得に分けられます。

> 入力例はこちら

種目

その他

種目（その他）

副業

業務に該当しますか

> 詳細はこちら

はい いいえ

収入金額（円）

必要経費（円）

雑（その他）所得の入力画面が表示されます。

種目は、「その他」を選択した後、「副業」と入力します。

業務に該当しますので、「はい」をタップします。

収入金額・必要経費には、左記の計算表の赤枠の金額を入力します。

源泉徴収税額（円）

未納付の源泉徴収税額（内書き・円）

所得の生ずる場所

○○市△△町X-X

報酬などの支払者の氏名・名称

○○株式会社

入力内容の確認

戻る

所得の生ずる場所・支払者の氏名・名称には、副業の取引先の名称・所在地を入力します。
※複数ある場合には、「●●ほか」と入力します。

入力が完了したら、「入力内容の確認」をタップし、「次へ」をタップすると、STEP 6に戻ります。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

控除の入力（1／2）

支出に関する控除

避難控除

災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方

災害減免額

次へ 戻る

支出に関する控除を入力する画面です。「医療費控除」や「ふるさと納税」は、この画面で入力します。

今回は、入力する控除がないので、「次へ」をタップします。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

控除の入力（2／2）

本人に関する控除

寡婦又はひとり親である方

寡婦、ひとり親控除

勤労学生である方

勤労学生控除

障害者である方

障害者控除

配偶者（特別）控除

配偶者（特別）控除の入力

夫婦の間で互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名

配偶者の生年月日

配偶者の障害の該当

障害者の場合は選択してください

国外居住親族

配偶者の方が非居住者である。

必要種類のご案内

別居の該当

配偶者の方と別居している。

配偶者の所得額等

入力方法はどちら

配偶者の給与の 収入 金額（円）

給与所得の源泉徴収税額の支払金額の合計

配偶者の公的年金等の補所得の 収入 金額（円）

公的年金等の源泉徴収税額の支払金額の合計

配偶者の上記以外の 所得 金額（円）

収入金額から扶養控除を差し引いた後の金額

次へ 戻る

本人・親族に関する控除を入力する画面です。「配偶者（特別）控除」をタップして、配偶者の情報を入力します。

STEP16 申告書（PDF）の保存

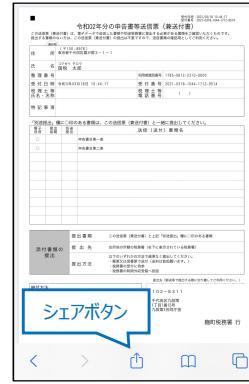
コンビニQR納付用の「QRコード」が編集されますので、必ず保存してください！

「帳票表示・印刷」をタップすると申告書のイメージが表示されます。

Android

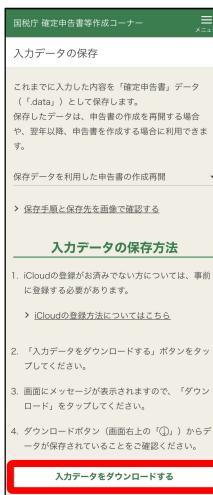
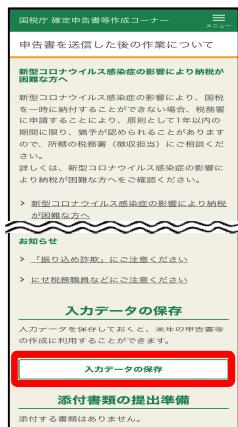


iPhone/iPad



PDF画像が表示されると同時に、自動的にスマート端末内のダウンロードフォルダにPDFデータが保存されます。

STEP17 入力データの保存



入力データを保存します。

トップ画面の「保存データ利用」から、申告書の作成を再開することができます。

※入力データは、来年の確定申告にも活用することができます。



STEP18 コンビニQR納付



STEP16で保存した「申告書（PDF）」に、
・コンビニQR納付のやり方
・納付に利用する「QRコード」
が編集されています。

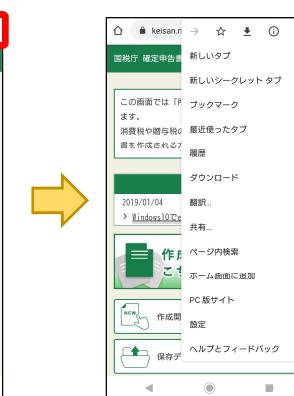
QRコードを利用し、コンビニで納付します。

QRコードは印刷せずに、画面を拡大して表示することで利用することもできます。

申告書（PDF）をどこに保存したか分からない方は、下記の「申告書（PDF）の探し方」をご参照ください。

(参考) 申告書（PDF）の探し方

Android



iPhone/iPad



各種メニューの中から「ダウンロード」をタップします。



・Androidは、Google LLC の商標又は登録商標です。
・iPhone、iPadは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標又は登録商標です。
・iPhone 商標は、アップル株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・Apple Booksは、Apple Inc.の商標です。
・iCloud Driveは、米国その他の国で登録されたApple Inc.のサービスマークです。

QRコードを利用した コンビニ納付ができます！

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



QRコードの作成方法については、裏面をご覧ください →

利用可能なコンビニエンスストア

◎ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)

◎ファミリーマート
(「Famiポート」端末設置店舗のみ)

利用可能税目

全ての税目
(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は30万円以下となります。※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領收証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。



QRコードの作成方法には、2種類の方法があります。

方法1 確定申告書等作成コーナー（申告書とQRコードを併せて作成する方）

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、「住所・氏名等入力」画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成できます。
※申告納税額が30万円を超える場合や還付の場合は、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

方法2 国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面（QRコードのみを作成する方）

納付情報の入力

利用者情報 *は必須入力の項目です。

氏名(名称)漢字

氏名(名称)カナ

郵便番号

住所(所在地)

電話番号

整理番号

納付先税務署

郵便番号から検索します

直接入力した場合、前方一致で税務署の一覧を表示します

※整理番号がご不明な場合は空欄のままで構いません。

納付内容

納付税目

課税期間(自)

申告区分

本税額

加算税額

重複税額

利子税額

延滞税額

合計額

戻る 次へ

納付に必要な情報(住所・氏名・納付税目・納付金額等)を入力することで、QRコードを作成できます。

右のコードからもアクセスできます。 →
(www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm)

1. 「作成開始」をクリック

2. 納付情報の入力

利用者情報の入力

①氏名(名称)漢字、氏名(名称)カナ、郵便番号、住所(所在地)、電話番号、整理番号を入力します。
※電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。
※整理番号がご不明な場合は空欄のままで構いません。

②納付先税務署を入力します。

「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選択することもできます。

納付内容の入力

③納付税目をプルダウンメニューから選択します。

④申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力(選択)します。

例) 令和元年分の申告所得税及復興特別所得税の確定申告の場合
・課税期間(自)：令和元年
・申告区分：確定申告
・本税額：10,000円
・合計額：10,000円

⑤「次へ」ボタンをクリック

3. 納付情報の確認後、「QRコード作成」ボタンをクリック

4. 「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリック

コンビニ納付用 QR コード

表示されたQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、端末から出力されるバーコードをレジ(窓口)にお持ちいただき、現金で納付してください。なお、QRコードを印刷して使用する場合は、「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリックしてください。

Loppi 端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ローソン・ナチュラルローソン・ミニストップ



Fami ポート端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ファミリーマート



コンビニ納付用 QR コード印刷

詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷回数の範囲
内リサイクルできます。